

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)	
地域名 (地域内農業集落名)	関南部地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【古厩・萩原】

当該地区は、担い手为中心となり、主に水稻を栽培している。一部中山間地域等直接支払交付金の対象農用地となっている。今後担い手の高齢化による担い手不足が懸念されることから、後継者の育成、地域外からの担い手を確保する必要がある。

【福德・金場・越川】

当該地区は、自作農家、担い手の高齢化、減少により、遊休農地が拡大している。今後更なる遊休農地の増加が懸念されることから、後継者の育成、地域外からの担い手を確保する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手を維持しながら、後継者がいない農地は段階的に地域内外の担い手に渡し、地域農業を維持継続していく。また、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地は引き続き交付金を活用し、維持管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を育成しつつ、地域の意向を踏まえながら、地域内外からの担い手の確保のため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制の構築を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵を設置している箇所は、引き続き維持管理していく。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、適切な農地等の保全管理を行う。